

## 医療法人 杏林会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を引き続き促進する

<対策>

- 令和5年4月～ 同業他施設の状況などの情報収集及び促進するための施策の検討
- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得を促進するための施策の決定及び推進

目標2：小学校就学前の子を養育する職員に対する短時間勤務制度を周知する

<対策>

- 令和5年4月～ 院内掲示・周知文書等の作成
- 令和5年5月～ 周知文書等の院内掲示、育児休業取得者等への制度説明